

無電柱化の推進に関する最近の取組

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
2. 多様な整備手法の活用・コスト縮減の促進
3. 財政的措置等
4. 占用制度の的確な運用
5. 関係事業者間の連携強化（無電柱化のスピードアップ）
6. 国民の理解・協力



1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

台風21号による電柱倒壊

- 暴風による飛来物や倒木等により電柱が倒壊
- 倒壊した電柱により、道路閉塞による復旧活動の阻害や家屋・自動車等の損壊が発生
- さらに、配電線が寸断され、最大約260万戸が停電

＜電柱の被災状況＞

- ・大阪府を中心に1,700本以上の電柱が倒壊、折損

＜台風21号による電柱の倒壊等本数＞ (本)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	四国	合計
電力	106	18	47	11	265	965	23	1,435
NTT	36	5	9	3	73	215	2	343
合計	142	23	56	14	338	1,180	25	1,778

※各電力会社調べ
 ※NTT調べ
 ※上記の他、傾斜、沈下、ひび割れ等の被害も発生

《参考：電柱の倒壊本数》

- ・台風24号：117本
- ・台風25号：2本

※国交省調べ

＜停電の状況＞ (H30.9.5 23:00経産省発表)

- ・最大停電戸数：約260万戸
 (兵庫県の全世帯数に相当)
 うち関西電力約170万戸(4日21時時点)
- ・停電の主な要因は、飛来物や倒木等による電柱倒壊、高圧線断線



〔大阪府泉南市新家〕



〔滋賀県高島市マキノ町海津〕



〔大阪府岸和田市下松町〕



〔大阪府守口市大久保町〕

【参考】電柱の設計風速について

電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号) 抄

(支持物の倒壊の防止)

第三十二条

架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造(支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。)は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならない。

ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては、その施設場所を考慮して施設する場合は、風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。

2 特別高圧架空電線路の支持物は、構造上安全なものとする事等により連鎖的に倒壊のおそれがないように施設しなければならない。

電柱の設計風速

$V = 40\text{m/s}$ 但し、人家連担部は 28m/s

<参考>

○人家連担部の設計風速(V')は、風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重(W')を考慮

風圧荷重の計算式 $W = 1/2\rho \times 9.8 \times cV^2$ ρ : 空気密度(N/m^2)、 c : 抗力係数、 V : 風速(m/s)

風圧荷重 $W' = 1/2(1/2\rho \times 9.8 \times cV^2) = 1/2\rho \times 9.8 \times cV'^2$

$V'^2 = 1/2 \times V^2$

$V' = \sqrt{(1/2)V} = \sqrt{800} = 28.28 \dots \approx \underline{28\text{m/s}}$

【参考】風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていなくて 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	40
	25以上 30未満	～110km						
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	35以上 40未満	～140km					外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	
	40以上	140km～					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	

- (注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
- (注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
 2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

出典: 気象庁HP『風の強さと吹き方』

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成19年4月一部改正)、(平成25年3月一部改正)、
(平成29年9月一部改正)

『重要インフラの緊急点検』の概要(無電柱化)

緊急点検の背景・目的

- 平成30年7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等により、これまで経験したことのない事象が起こり、重要インフラの機能に支障を来すなど、国民経済や国民生活に多大な影響が発生。
- 直近の自然災害で、インフラの機能確保に関して問題点が明らかになった事象に対して、電力や空港など国民経済・生活を支え、国民の生命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるように、全国で緊急点検を実施。

緊急点検の実施概要

- 12府省庁において、重要インフラの機能確保について、132項目の点検を実施。
(内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
- 平成30年11月27日、点検結果と対応方策をとりまとめ。

無電柱化に係る『重要インフラの緊急点検』の概要

対象インフラ	点検項目名	点検の概要	点検規模
電柱	市街地における電柱の危険度等に関する緊急点検	台風21号の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえて、市街地における電柱の危険度、影響度の緊急点検を実施	国道1号等の市街地を通過する直轄国道、都道府県道、市町村道約26万km

概要: 平成30年台風21号の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、市街地における電柱の危険度等の緊急点検を行い、飛来物等による電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間（約1万km）において、緊急性の高い災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間について、道路閉塞等を防止する無電柱化による緊急対策を実施する。また、自治体の無電柱化実施体制を点検し、脆弱性が確認されたため、事業実施体制の支援による緊急対策を実施する。

府省庁名：国土交通省

電柱倒壊に対応した無電柱化の推進

延長: 緊急輸送道路 約1,000km

既往最大風速が一定程度以上で、電柱倒壊の危険度の高い市街地の緊急輸送道路（約1万km）のうち、災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った箇所

期間: 2020年度まで

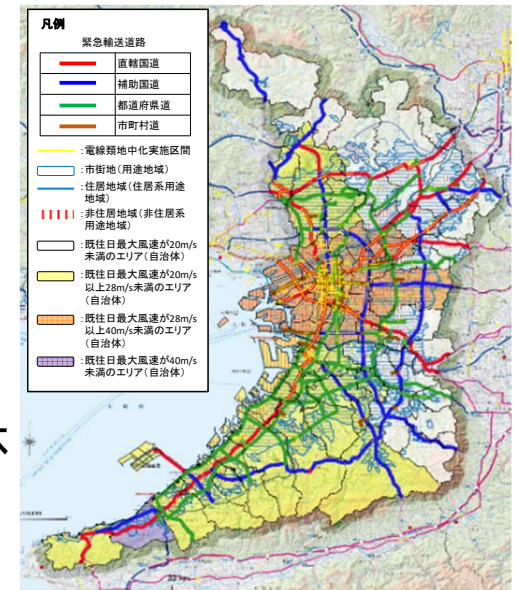
実施主体: 国、地方自治体、電線管理者

内容: 電柱倒壊の恐れのある緊急輸送道路について、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を推進。また、技術職員がいない自治体における事業実施をサポートする支援体制の構築

達成目標:

電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路（約1万km）において、災害拠点へのアクセスルートのうち約1,000kmについて工事着手（地元調整等を完了）

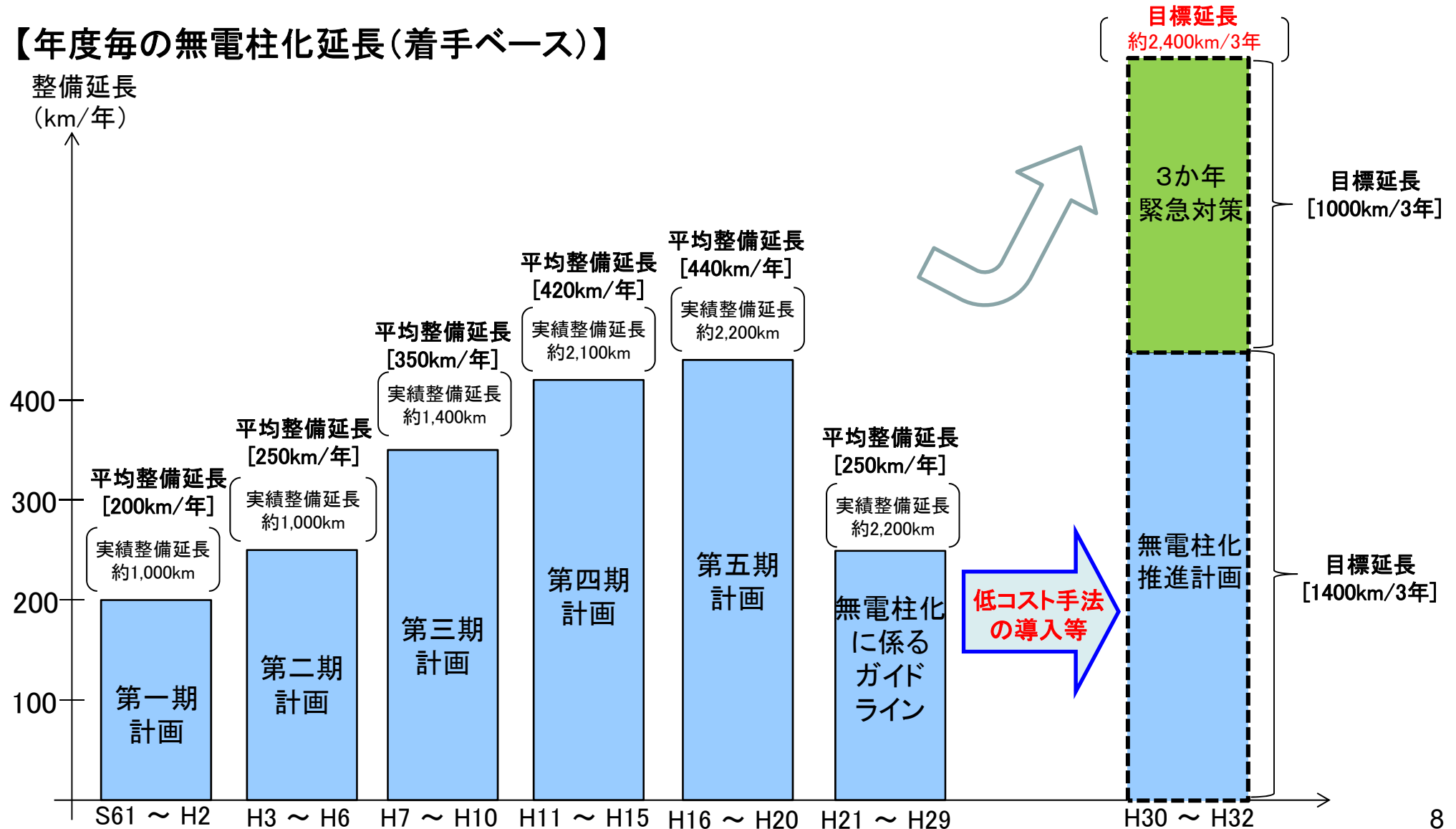
ハザードマップの状況



無電柱化の整備延長の推移




- 無電柱化推進計画の約1,400kmに、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の約1,000kmを加えた、計約2,400kmについて整備を推進

【年度毎の無電柱化延長(着手ベース)】



2. 多様な整備手法の活用・コスト縮減の促進

低コスト手法の取組状況

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
整備手法	<p>現行より浅い位置に埋設</p>  <p>浅層埋設の事例</p>	<p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p>  <p>小型ボックスの事例</p>	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p>  <p>直接埋設の事例(京都)</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・浅層埋設基準を緩和 (平成28年4月施行) <p>「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き」 を作成し、自治体へ配布(平成29年3月発出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝技術マニュアル改正予定(平成31年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル施工(平成28年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度) ・実証実験を実施(平成29～30年度) ・直接埋設の手引きを作成予定 (平成30年度)

小型ボックス活用埋設方式の活用状況

新潟県見附市

- ・事業者: 見附市
- ・延長: 1,280m
- ・事業期間: H29.2~H30.5



千葉県陸沢町

- ・事業者: (株)CHIBAむつざわエナジー
- ・延長: 約250m
- ・事業期間: H30年度



京都市中京区(先斗町通)

- ・事業者: 新潟市
- ・延長: 490m
- ・事業期間: H29.2~



愛知県東海市

- ・事業者: 東海市
- ・延長: 800m
- ・事業期間: H30.11~



角型多条電線管(FEP)の活用

- 安価で施工性に優れた角型多条電線管（FEP）の活用により、従来管路に比べて、管路部敷設工で約4割のコスト縮減が可能（電線共同溝の土木工事費が1割程度削減）
- 今後、各地整において電線共同溝技術マニュアルを改訂し、全国展開を予定

管種	特徴	コスト (管路部敷設工の 材料費、施工費)
 <p>【角型多条電線管】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 可とう性があり曲がり配管が容易（直管、曲管の分けがない） ■ 角型であるため、管を密着して施工できる（管台不要） ■ 管路の最小曲率半径を確保する必要がある 	<p>約3万円/m 従来管路に比べ 約4割コスト削減</p>
<p>従来管路</p>  <p>【CCVP管】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 可とう性が無く、直管、曲管を組み合わせて施工する必要がある 	<p>約5万円/m</p>

■ 東京電力

- ・コンパクト化による低コストを目指し、「地上高800mm」の地上用変圧器(半地下構造)を開発(H28~H29年度)し、副次効果として交差点での視認性確保有
- ・H30年5月に2基を試験適用中

現行仕様



高1450mm × 幅1100mm × 奥行き450mm

低地上高タイプ



高800mm × 幅1100mm × 奥行き450mm

容積：55%

柱状トランスの標準化(1/2)

電気事業連合会資料より作成

○柱状トランス整備箇所毎において使用の統一感はあるものの、地域等からの個別ニーズに対応するため特注品を使用



北海道



東北



東京



中部



北陸



関西



中国



四国



九州



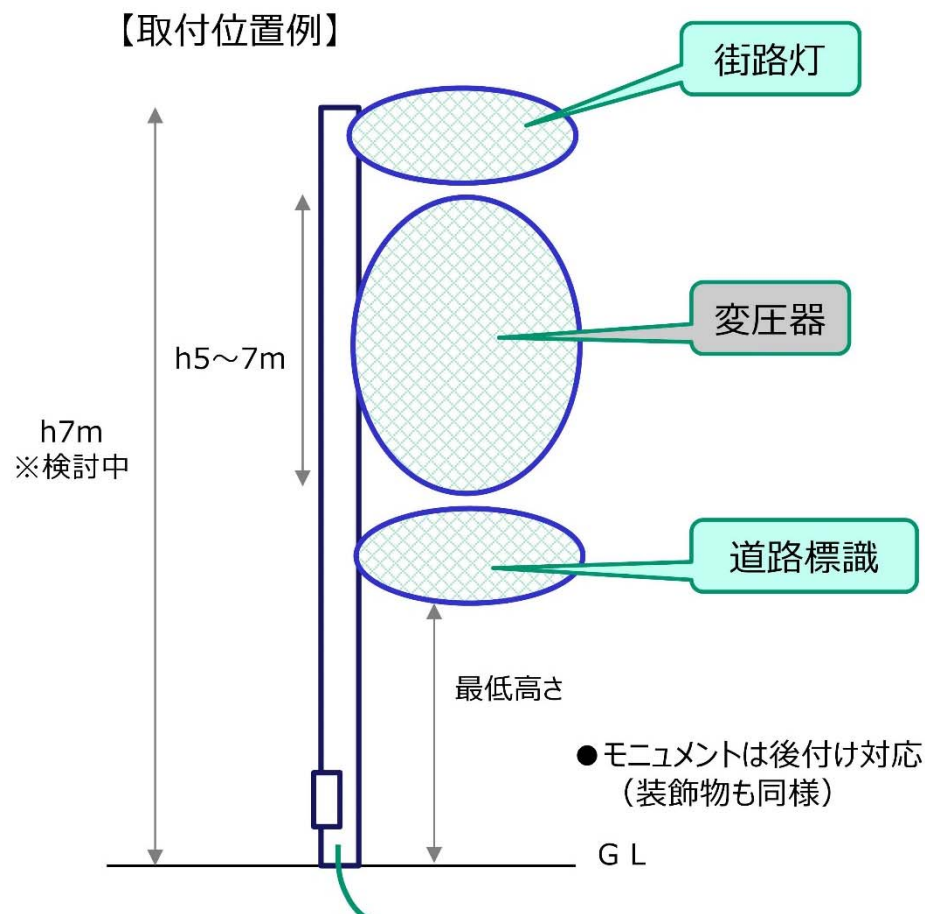
沖縄

柱状トランスの標準化(2/2)

電気事業連合会資料より作成

○2019年度から電力中央研究所を中心に電力10社共同で柱状トランスの小型化、標準化を検討

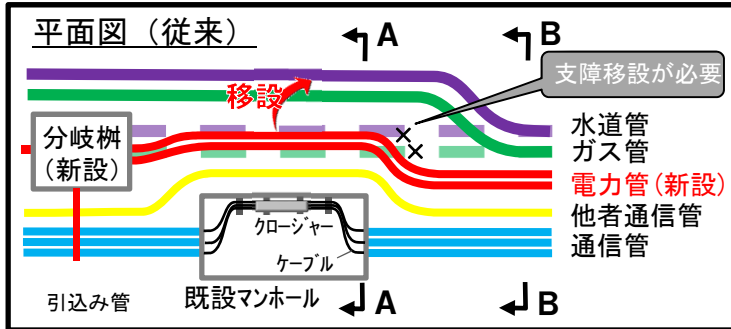
- 変圧器の取付位置：5m～7m
- 街路灯の取付位置：（車道）7m（歩道）5m
- 道路標識の取付位置：最低高さ（法律上）
- モニュメントの位置：（オプション）



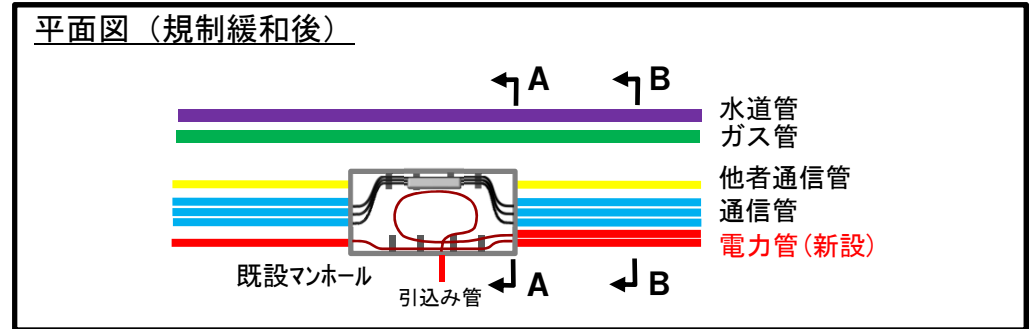
既設管路の活用

- 既設のマンホールや管路を活用することで、ガス管等の支障移設が不要となり、効率的に無電柱化を行うことが可能となる。

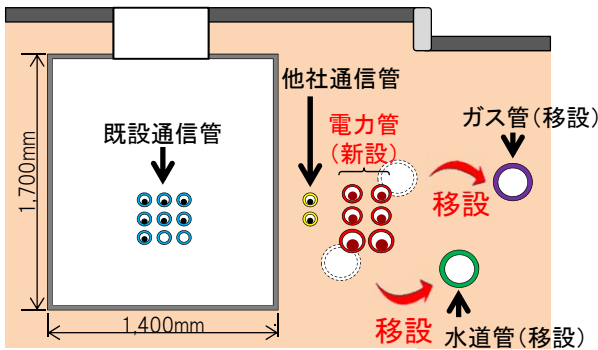
既設管路(水道、ガス等)の支障移設が必要



既設埋設物の支障移設を回避



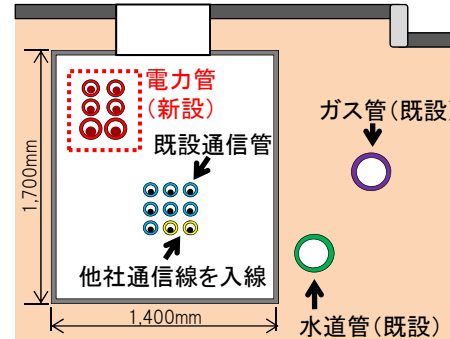
断面図(A・A): 既設マンホール部(従来)



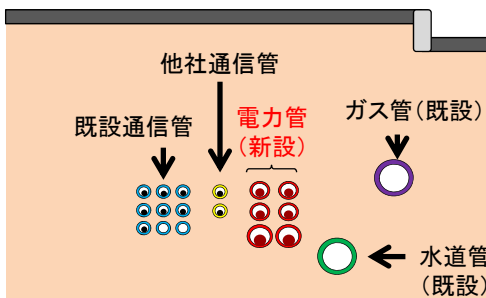
①埋設基準緩和
⇒浅層埋設

②離隔距離基準緩和
⇒通信線と電力線の
近接埋設

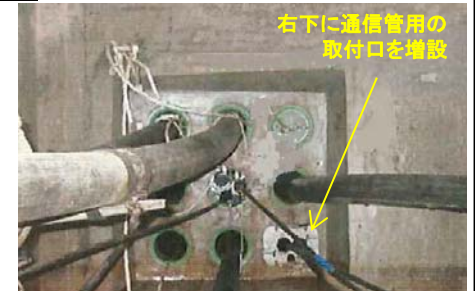
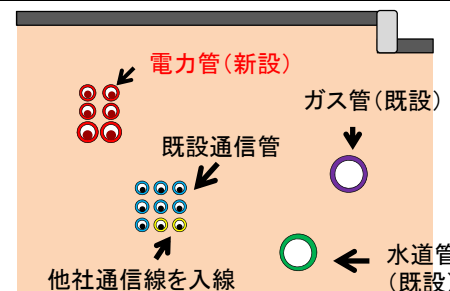
断面図(A・A): 既設マンホール部(規制緩和後)



断面図(B・B): 管路部(従来)



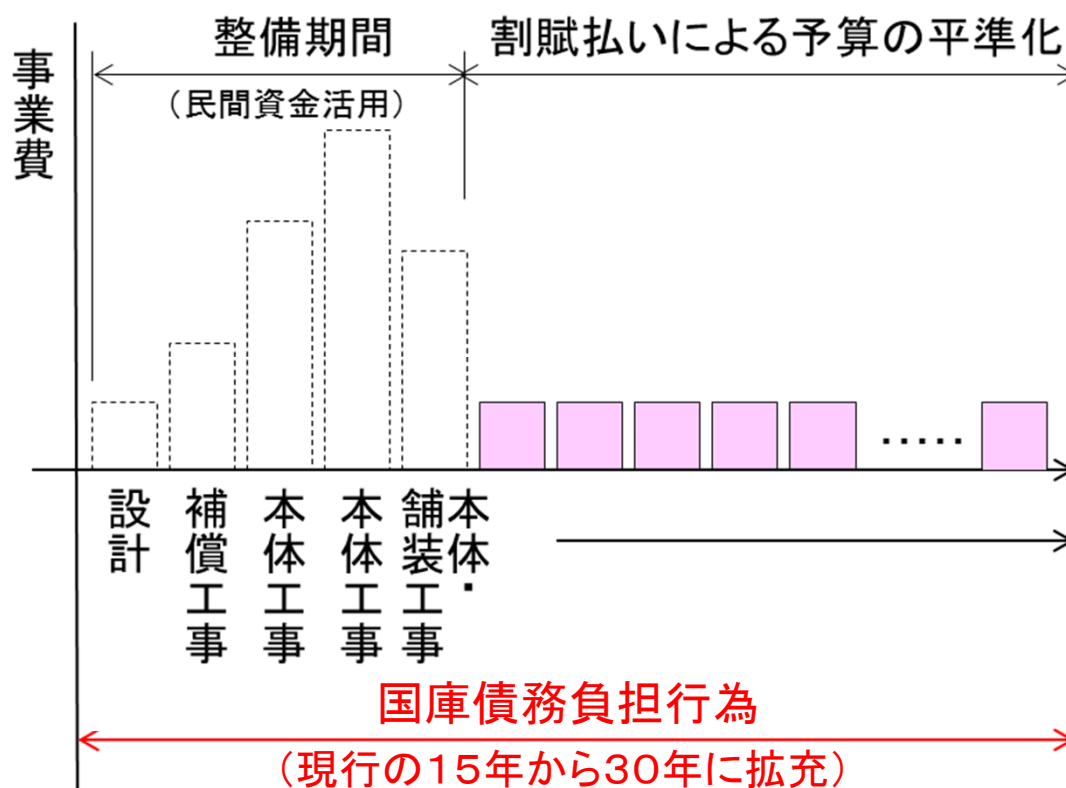
断面図(B・B): 管路部(規制緩和後) <既存ストックを有効利用した例>



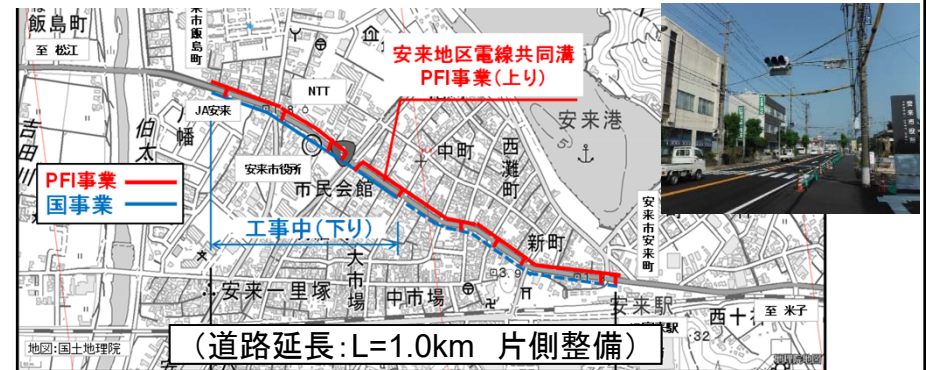
PFIの導入

- 電線共同溝事業の本体工事期間に予算のピークが立つため、平準化が必要
 - ⇒ PFI手法を導入した場合、施設整備費の割賦払いが可能
- 電力会社や通信会社などの関係者が多く、事業調整に時間を要している
 - ⇒ 管路整備に精通した民間の技術やノウハウの活用
- 平成31年度予算案において、国庫債務負担行為の年限を15年から30年（工事：概ね10年）に拡充

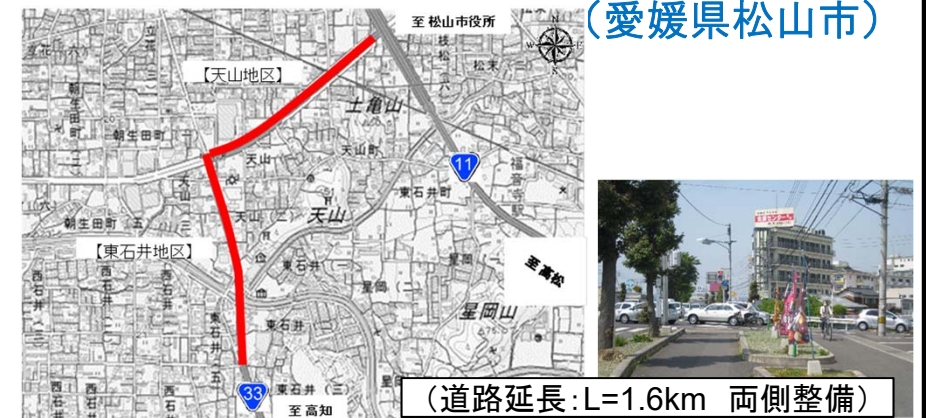
【PFI手法による電線共同溝事業】



国道9号 安来電線共同溝(島根県安来市)



国道33号 東石井・天山地区電線共同溝 (愛媛県松山市)



3. 財政的措置等

防災・安全交付金(無電柱化推進計画支援事業)の概要

○防災・安全交付金に、無電柱化推進計画支援事業を設け、「無電柱化推進計画」(2018～2020年度)に定めた目標(約1,400kmの無電柱化)の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ重点的に支援。(平成31(2019)年度予算案)

防災・安全交付金(無電柱化推進計画支援事業)

以下のいずれの条件にも該当する事業を対象

- 「無電柱化推進計画」(2018～2020年度)に定めた目標(約1,400kmの無電柱化)の確実な達成に資する事業として、地方ブロック無電柱化協議会等で位置づけられている無電柱化事業
- 「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第112号)第8条に基づき、都道府県又は市町村が定める「都道府県無電柱化推進計画」又は「市町村無電柱化推進計画」(地方版無電柱化推進計画)に位置づけられている無電柱化事業



緊急輸送道路等の防災性の向上



整備前



整備後



良好な景観の形成

税制措置《特例措置の拡充・延長(固定資産税)》

○ 一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税を軽減 (平成31年(2019年)度税制改正案)

平成31年(2019年)度税制改正の内容

現行

改正

対象道路

緊急輸送道路

拡充

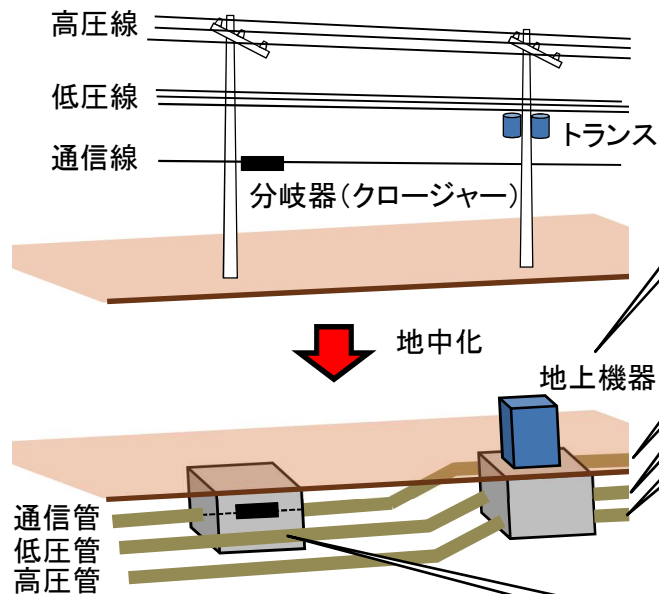
交通安全上の課題がある道路等(バリアフリー生活関連経路、通学路等)を追加
 ・道路法37条に基づく占用制限区域 課税標準4年間1/2に軽減
 ・上記以外の緊急輸送道路 課税標準4年間3/4に軽減

適用期間

平成28～30年度
(2016～2018年度)

延長

平成31～33年度
(2019～2021年度)

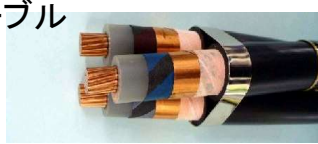


【対象施設】

地上機器
(トランス等)



ケーブル



通信設備(クロージャール等)



【特例措置の内容】

(道路法37条に基づく占用制限区域の場合)

固定資産税の課税標準を

4年間1/2に軽減

(上記以外の緊急輸送道路の場合)

固定資産税の課税標準を

4年間3/4に軽減

ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

観光庁(参事官(外客受入担当)):3,050百万円

○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアについて、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

■観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能強化

○情報発信機能の強化

- デジタルサイネージの整備
- VR機器の整備
- 多言語音声ガイドの整備
- AI・チャットBotの整備等

○訪日外国人旅行者への対応力の強化

- 無料公衆無線LAN環境の整備
- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語案内用タブレット端末の整備
- 免税対応端末の整備等

○外国人観光案内所等の情報提供基盤の強化 ○非常時の対応能力の強化

- 施設の整備改良
- 案内標識の多言語化
- 洋式トイレの整備
- H P・コンテンツ作成
- 案内放送の多言語化
- 提示物等の多言語化
- 非常用電源装置の整備
- 情報端末への電源供給
- 機器等の整備

地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ

外国人観光案内所 Wi-Fi 公衆トイレ 各電誘導看板 観光案内板

自動線 歩道線 集中的整備区域 モンジュレス跡地、多言語対応標識の集中整備

■まちなかの周遊機能の強化 (まるごとインバウンド対応)

○まちなかにおける多言語観光案内標識の一体的整備

- ICTを活用した案内標識の整備
- デザインを統一した多言語サイン看板の整備
- 無料公衆無線LAN環境の整備

○地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 先進的な決済環境の整備
- 免税店電子化対応環境の整備

○公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上(光触媒タイルの活用等)

■「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業

○ レンタカーを利用したインバウンド観光の先進県である沖縄県内の「道の駅」における取組について、全国のモデル事業とすべく重点的に支援

- 外国人観光案内所等の整備・改良等
- 多言語翻訳システム機器等の整備
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 空車・乗車情報の多言語化
- インバウンド向けの体験メニューの開発
- ホームページの多言語化

※その他、「道の駅」の管理者、運営者、観光関係者、「道の駅」施設内の民間事業者等からなる協議会により策定される計画の内容を含む。

地域要件

以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの

- 訪日外国人旅行者の評価が常に高い観光地
- 重要な文化財や国立公園が所在する地域
- 国際的なイベント・会展の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

補助率

10分の8、2分の1、3分の1

事業主体

- (1) 地方公共団体(港務局を含む。)
- (2) 民間事業者(公共交通事業者等を含む。)
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

■古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

文化財・国立公園の周辺地域における歴史的資源のインバウンド整備を支援

- 歴史的観光資源の高質化
- シェアサイクルの導入
- 電線の地中化や軒下・裏記線等の無電柱化
- 古民家等の観光資源化

4. 占用制度の的確な運用

無電柱化法第11条と道路法第37条

無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）〔抄〕

（無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等）

第11条

国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）〔抄〕

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第37条

道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

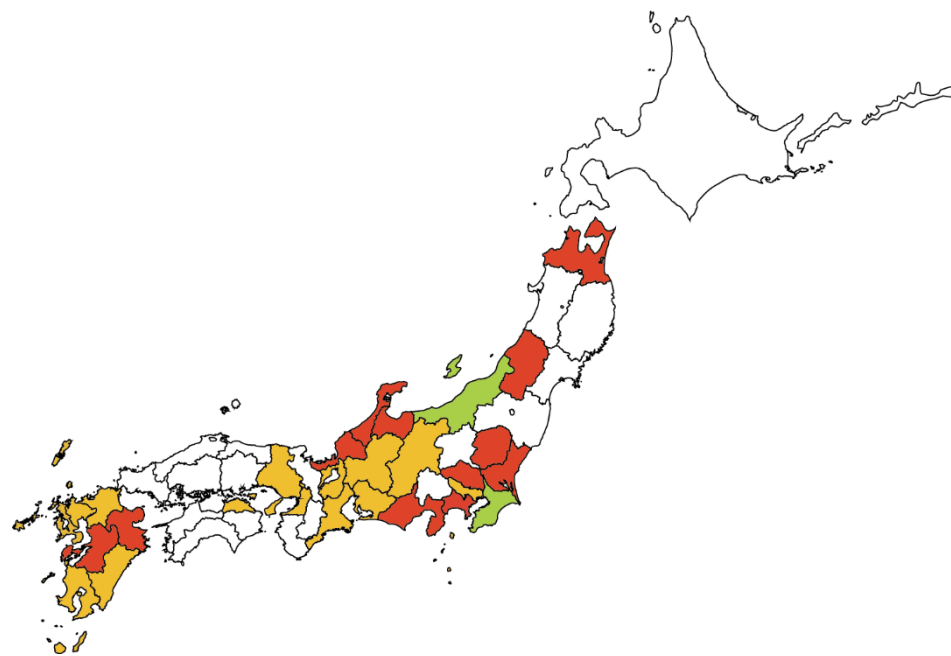
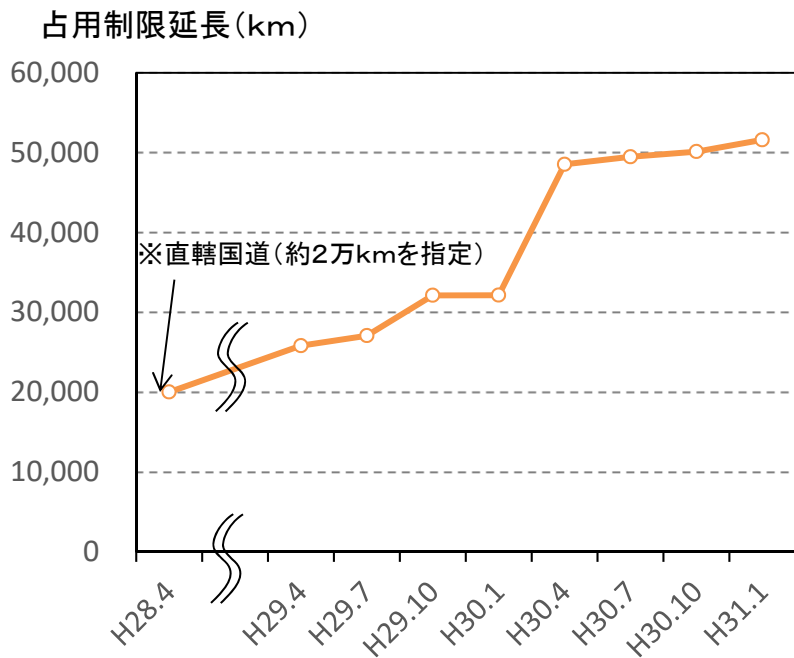
（略）

占用制度の的確な運用《緊急輸送道路等における新設電柱の占用禁止》

- 国、26都府県、43市町村の約5万2千kmにおいて、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を禁止する措置を実施済
- 2019年度中に残りの全道府県が措置を実施予定

《新設電柱の占用禁止措置実施状況の推移》

《都道府県別 新設電柱の占用禁止措置実施状況》



《実施済団体数》

国	都道府県	市町村
1	26	43

凡例

■	都道府県及び一部の市区町村で適用
■	都道府県のみで適用
■	一部の市区町村で適用
■	適用自治体なし

※自治体への聞き取りによる集計(平成30年12月31日までに告示)

電柱の占用禁止の運用指針について

無電柱化の推進に関する法律(H28.12成立、施行)

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

道路法

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要であると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要であると認める場合 (H30.3改正により追加)
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要であると認める場合

運用指針(案) (都道府県担当部長あて道路局路政課長他通知)

都道府県・市町村向けに、占用制限の対象道路など、運用の考え方を示す

- ・道路構造令の幅員未滿の幹線道路(幅員7m未滿かつ500台/日以上)
- ・路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触のおそれが頻繁に生じている道路等



- ・バリアフリー基準(有効幅員2m※)未滿の福祉施設周辺、通学路等

※歩行者の交通量が多い道路は3.5m



- ・緊急輸送道路(H28.4より実施中)
- ・避難路、原発避難路、津波避難経路等



電線の占用の場所に関する基準の改正について

背景・必要性

- 道路事業や土地区画整理事業等が行われる場合に、無電柱化が同時に実施されないことがあり、電柱・電線が道路上に残ったり、新たに設置されたりする場合があります。
- 電柱には義務占用制度があるため、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）第12条の実効性を担保するためには、占用制度を改正する必要があります。



【土地区画整理事業において、新たに電柱が設置された事例】



【歩道整備事業において、電柱が歩道上に残った事例】

- 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、**電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする**（後略）

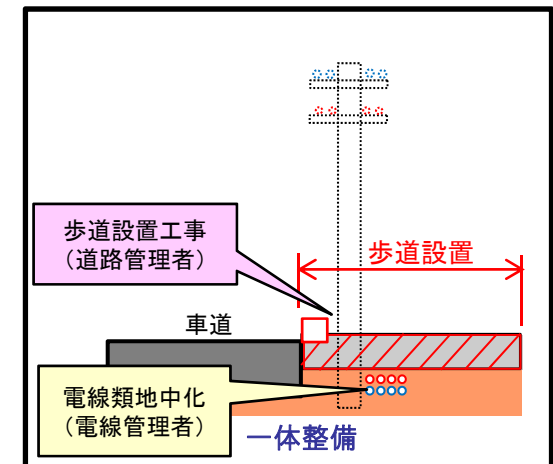
改正概要

- 道路事業、市街地開発事業等が実施されている場所では、電線を道路の地下に埋設することが困難な場合を除いて、電柱・電線の地上への新設を許可しない趣旨を道路法施行規則に規定。

＜役割分担＞

- 道路管理者等：道路工事に伴う掘削、舗装 等
- 電線管理者：道路工事に併せて電線敷設、地上機器設置 等

＜歩道設置工事に伴う無電柱化の例＞



新設電柱の占用禁止区域(案)

禁止の根拠	対象区域		
<p>無電柱化の目的から 占用禁止が必要な 区域を指定</p> <p>(無電柱化法第11条) (道路法第37条)</p>	<p>防災</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路 (H28.4より実施中) 	<p>安全・円滑</p> <ul style="list-style-type: none"> 路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触の恐れが頻繁に生じている道路 等 道路構造令の幅員未満の幹線道路 (幅員7m未満かつ500台/日以上) <p>運用指針(H31.4~)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難路、原発避難路、津波避難経路 等 バリアフリー基準(有効幅員2m※)未満の福祉施設周辺、通学路 等 <small>※歩行者の交通量が多い道路は3.5m</small> 	<p>景観</p> <p>—</p>
<p>事業の実施に併せて、 禁止</p> <p>(無電柱化法第12条)</p>	<p>省令改正(H31.4~) 事業あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路事業 市街地開発事業 開発許可を受けて行う事業 等 		<p>事業なし</p> <p>—</p>

5. 関係事業者間の連携強化 (無電柱化のスピードアップ)

無電柱化のスピードアップ【現状】

- 無電柱化の事業期間は、平均7年程度
- 施工に長期間を要する理由は、非効率な支障移転や引込み工事 等



長期化の理由

【手続き】

- ・電線共同溝を熟知した行政職員が少なく、手続き等に時間を要する。

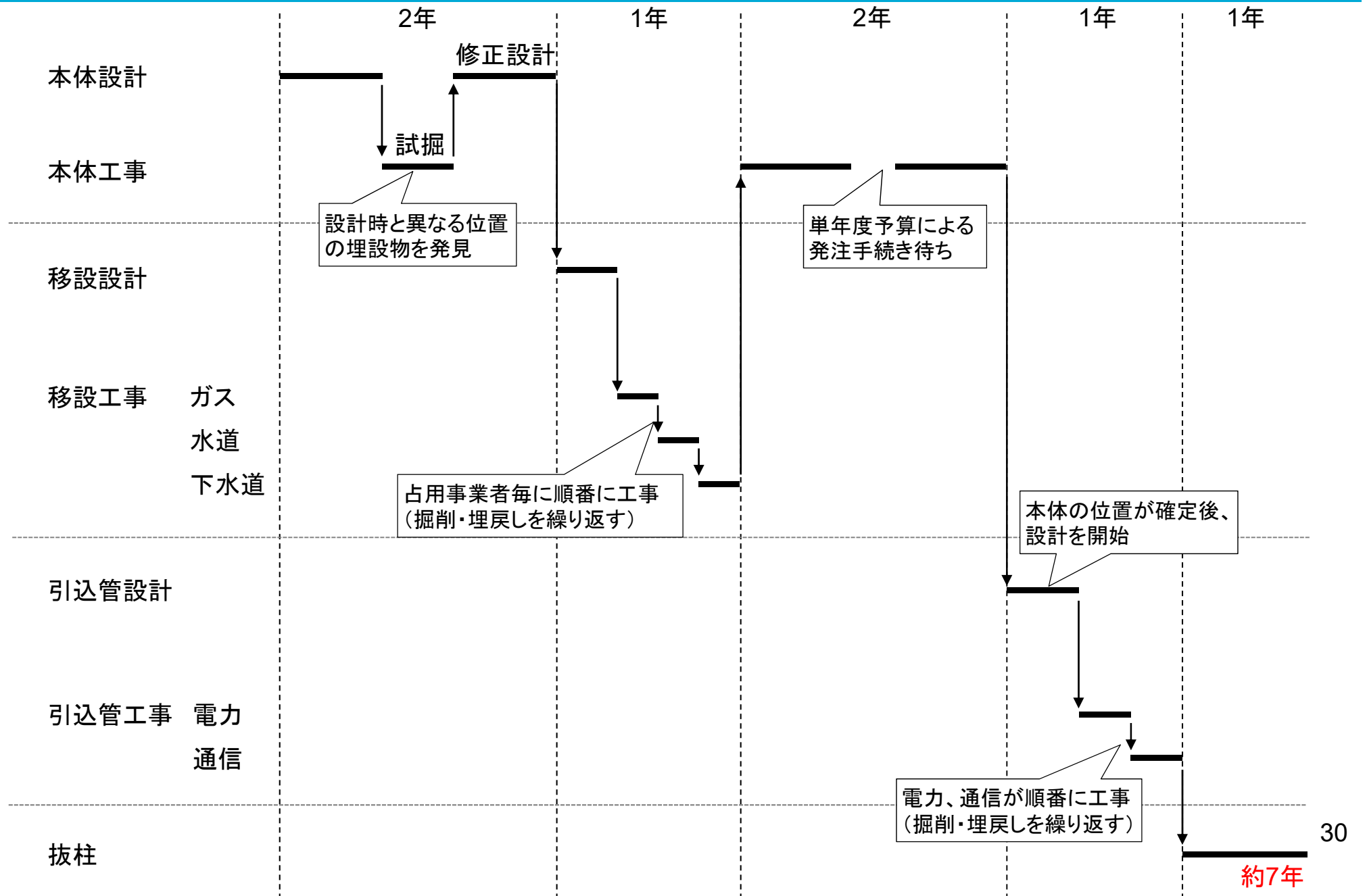
【設計】

- ・本体の設計完了後に、引込み管の設計を実施 . . . ①
- ・工事の段階で試掘を行うため、修正設計が発生 . . . ①

【施工】

- ・占有者毎に支障移転を実施 . . . ②
- ・単年度発注のため、施工期間にロスが生じる . . . ③
- ・本体工事完了後に引込み管工事を実施 . . . ③、④
- ・引込み管工事は電力、通信が別々に施工 . . . ④

電線共同溝の整備手順



無電柱化事業のスピードアップ

I 工事の手順を見直す ～繰り返し掘るの、やめます～

○支障移設工事・本体工事・引込み工事の同時・一括施工

→そのための以下の取組

- ・設計段階における試掘の原則化
 - ・同時施工のための協定の整備
 - ・簡易な復旧工法の開発・普及
- ⇒ 資料1-2(P1)
- ⇒ 資料1-2(P2)

II 使えるものはどんどん使う

○今あるものを使う ～既存ストックの積極的活用～ ⇒ 資料1-2(P3)

○新しいものを使う ～新技術・新工法の活用～ ⇒ 資料1-2(P4)

○制度を使う ～債務負担行為の活用による第1四半期の施工促進～ ⇒ 資料1-2(P5)

III 地公体の夢に寄り添う ～技術者の不足する地公体の無電柱化をサポート～

○合意形成の技術的支援 ⇒ 資料1-2(P7)

⇒ 資料1-2(P6)

○ワンストップ相談窓口の創設 ⇒ 資料1-2(P8)

6. 国民の理解・協力

「無電柱化の日イベント2018」

■開催概要

日 時:平成30年11月10日(土)11:00~19:00
 場 所:アクアシティお台場 3F アクアアリーナ
 主 催:国土交通省
 後 援:NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク、
 無電柱化民間プロジェクト実行委員会、
 NTT、電気事業連合会ほか
 協 力:無電柱化を推進する市区町村長の会ほか
 来場者数:約16,000名

■イベント概要

- 無電柱化写真展
- 無電柱化ステージ(電柱のない街づくりについて考えよう!)
 野田 勝(国土交通省道路局環境安全・防災課長)
 井上利一(NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク事務局長)
- 無電柱化事業クイズステージ
 オジンオズボーン(松竹芸能株式会社)
- 無電柱化クイズラリー(参加者数:約600人)
- 無電柱化タッチパネル
- VRによる電柱倒壊体験(体験者数:約350人)



無電柱化ステージ



無電柱化事業クイズステージ



VRによる電柱倒壊体験



無電柱化クイズラリー



無電柱化タッチパネル



無電柱化写真展

無電柱化推進展

○ 無電柱化に関連する製品、技術、サービス、先進的な取り組みを一堂に展示・紹介することで、無電柱化の推進に貢献することを目的に開催。

■開催概要

日 時 : 平成30年7月18日(水)～7月20日(金)
 場 所 : 東京ビッグサイト 東5ホール
 参加者数 : 約3000人

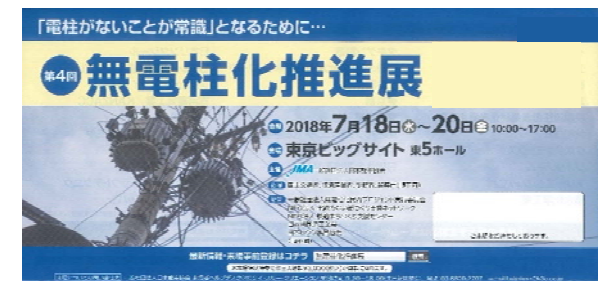
主 催 : 一般社団法人日本能率協会
 後 援 : 国土交通省、経済産業省、総務省、警察庁
 協 賛 : 一般社団法人無電柱化民間プロジェクト実行委員会、NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク 他

概 要 : 「無電柱化」に関する最新技術・製品・サービスに特化した国内唯一の展示会。地方自治体・民間企業などの先進事例を講演会形式で発表。

○ 無電柱化推進セミナー

東京都知事、東京工業大学副学長・教授（屋井鉄雄）
 芦屋市都市建設部道路課無電柱化担当課長
 NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク理事兼事務局長 他

○ 展示規模 35社・団体



無電柱化推進セミナー		
7月18日(水)	7月19日(木)	7月20日(金)
<p>「東京都における無電柱化の取組について」</p> <p>11:00 11:30</p> <p>講演者 小池 百合子 東京都 副都政 副都政 副都政 加藤 正彦</p>	<p>「無電柱化推進計画による今後の整備を考える」</p> <p>12:40 13:00</p> <p>講演者 西立 大輔 東京大学 工学部 工学部 工学部 加藤 正彦</p>	<p>「北海道や海外の事例からみた非市街地での無電柱化の重要性と方策」</p> <p>14:10 14:30</p> <p>講演者 山本 浩一 北海道 建設部 建設部 建設部 山本 浩一</p>
<p>「東海市が進める無電柱化事業について」</p> <p>14:40 15:00</p> <p>講演者 東海市 市長 東海市 市長 東海市 市長</p>	<p>「京都・先斗町での無電柱化事業に関して」</p> <p>16:10 16:30</p> <p>講演者 京都市 市長 京都市 市長 京都市 市長</p>	<p>「川越の家馴まちづくりと無電柱化の取組み」</p> <p>17:40 18:00</p> <p>講演者 川越市 市長 川越市 市長 川越市 市長</p>
<p>「無電柱化を取り巻く最近の情勢について」</p> <p>19:10 19:30</p> <p>講演者 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省</p>	<p>「国際文化化都市・芦屋の無電柱化条例と推進計画」</p> <p>20:40 21:00</p> <p>講演者 芦屋市 市長 芦屋市 市長 芦屋市 市長</p>	<p>「民間活力で低コスト無電柱化を推進させる」</p> <p>22:10 22:30</p> <p>講演者 民間企業 民間企業 民間企業 民間企業 民間企業 民間企業</p>



(無電柱化推進展会場入口の様子)



(展示の状況)

「無電柱化を推進する市区町村長の会 定期総会」概要

■開催概要

日 時：平成30年6月7日(木)10:00～11:50

場 所：ビジョンセンター永田町6階Vision Hall

参加者数：約150名

次 第

- 活動報告、新役員選任、平成30年度事業計画・予算
- 大会決議
- 行政報告

総会に参加した市長・町長の主な御発言

【観光、景観、世界遺産周辺等の無電柱化に関する要望】

- 平川市長(青森県)、金山町長(山形県)、金山町長(福島県)、村上市長(新潟県)、南砺市長(富山県)、飛騨市長(岐阜県)、下呂市長(岐阜県)、嬉野市(佐賀県)、平戸市長(長崎県)、綾町長(宮崎県)、西之表市長(鹿児島県)

【防災等に関連した無電柱化に関する要望】

- 釧路市長(北海道)、美唄市長(北海道)

【駅周辺の開発、人口の増加等に対応した無電柱化に関する要望】

- 泉佐野市(大阪府)、香芝市長(奈良県)、福津市長(福岡県)



【総会の様子】



【無電柱化市区町村長の会 吉田会長(本庄市長)】